

広島県告示第七百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 広谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
府中市	鵜飼町	寺ノ下	一五八番一地先道路敷	標柱一号
		十輪院谷	甲一一番四	標柱二号、三号及び四号
		寺ノ下	一六一番二	標柱五号及び六号
			一六一番四	標柱七号
			一六一番二	標柱八号及び九号
			一六五番一地先道路敷	標柱一〇号及び一一号
			一六一番一	標柱一二号、一三号、一四号、一五号及び一六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 立戸C地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
大竹市	立戸 二丁目	小方	立戸	三二〇八番二〇 三二〇九番一 地先里道敷	標柱一号
	小方町			三二一五番一	標柱二号
					標柱三号

